

投票の方法

投票用紙を交付しますので、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

無効票とならないために

●氏名のみを書く

2人以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。

●書き間違えたときは訂正を

間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。



体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができます。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。



18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合があります。

- 選挙公報 候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を投票日の前日までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は市HPにも公開する予定です。
- 開票の日時・場所 開票は投票日当日の午後9時からスポーツセンター第1体育室で行います。本市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。
- 投票・開票速報 投票日当日、市HPで投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時30分ごろから30分ごとの予定です。
- お願い 当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。お体が不自由な場合などで車を使用する方は、期日前投票(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

不在者投票

市外滞在や入院などで投票所に行けない場合は、不在者投票をご利用ください。

滞在先での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続に時間がかかりますので、お早めに不在者投票用紙などを請求してください。※マイナポータル「ぴったりサービス」から電子申請ができるようになりました。詳細は市HPをご確認ください。

有権者

- ①不在者投票用紙などの請求(郵送、持参または電子申請(マイナポータル))
※請求用紙は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会または市HPで配布
※告示日前でも請求できます。

西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

有権者

- ③滞在先の選挙管理委員会が指定する場所へ、投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票
※不在者投票を行う場所や日時は、滞在先の選挙管理委員会により異なりますので、あらかじめ当該選挙管理委員会にご確認ください。

滞在先の市区町村の選挙管理委員会など

- ④投票した投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会が西東京市選挙管理委員会へ送致します。

病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

□市内の不在者投票指定施設

●指定病院[※](11カ所)

佐々総合病院・山田病院・田無病院・田無病院介護医療院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘

●指定老人ホーム(13カ所)

健光園・フローラ田無・クレイン・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の投票用紙などの請求期限は、12月21日(水)までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

□対象となる方

- 西東京市議会議員選挙の有権者で次の全てに該当する方
- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方、または検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方
- ②投票用紙などの請求時において、外出自粛要請などの期間が、12月19日(月)～25日(日)の間にかかる見込まれる方
※投票用紙などの請求期限は、12月21日(水)までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

投票所への移動に関する支援

- 介護保険の「要介護」、「要支援」のいずれかの認定を受けている方は、「訪問介護(ホームヘルプサービス)」などのサービスにより、ご自宅などから投票所への移動について支援が受けられる場合があります。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病などのいずれかがある方は「移動支援事業」などの制度を利用することにより、ご自宅などから投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳細は右記へお問い合わせください。

□問い合わせ先

- 要介護認定を受けている方…
▶高齢者支援課介護指導給付係 ☎ ☎ 042-420-2813
- 要支援認定を受けている方…
▶高齢者支援課地域支援係 ☎ ☎ 042-420-2811
- 身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方
▶障害福祉課障害者相談係 ☎ ☎ 042-420-2805